

## 理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、硝酸バリウム等の関税率の撤廃、輸出申告の時期の見直し、外国貿易機が入港する際の報告事項の拡充、特惠関税制度についての適用期限の延長等、暫定関税率の適用期限の延長及び関税率表の品目分類の調整等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。